

基礎資料

令和2年6月

内閣官房全世代型社会保障検討室

最低賃金の決定方法

- 最低賃金については、昨年6月の骨太方針において、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」とされている。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済情勢や雇用環境が悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる中で、最低賃金をどうするかが論点。
- なお、最低賃金については、労働者、使用者、公益を代表する委員から構成される中央最低賃金審議会において目安を示すこととしている。

1. 最低賃金審議会の構成

- 最低賃金については、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、厚生労働省に中央最低賃金審議会、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている（最低賃金法第20条）。
- 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員が同数ずつ参加して構成される（最低賃金法第22条）。

2. 最低賃金の決定方法

- 地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の意見を聴いて、毎年8月頃に都道府県労働局長が決定・改定し、公示から30日後（毎年10月1日以降）に効力が生じる（最低賃金法第10条・第12条・第14条）。
- 中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、厚生労働大臣の諮問を受けて、毎年7月頃に、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。
- ただし、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

最低賃金額の推移

○ 過去の危機時には、中央最低賃金審議会は「目安額を示さず」又は「0円」との目安を示したことがある。

最低賃金額の推移（全国加重平均）

IT不況
(2000年12月-2002年1月)

リーマンショック
(2008年9月)

東日本大震災
(2011年3月)

改定年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
最低賃金額 (円)	663円	664円	665円	668円	673円	687円	703円	713円	730円	737円
引上げ額の目安 (円)	示さず ※1	0円	示さず ※1	3円	3円	14円	12円 (15) ※2	示さず ※1 (7-9) ※2	10円 (15) ※2	2円 (6) ※2
対前年度引上げ額 (円)	0円	1円	1円	3円	5円	14円	16円	10円	17円	7円
改定年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度		
最低賃金額 (円)	749円	764円	780円	798円	823円	848円	874円	901円		
引上げ額の目安 (円)	4円 (7) ※2	14円 (14) ※2	16円 (16) ※2	18円	24円	25円	26円	27円		
対前年度引上げ額 (円)	12円	15円	16円	18円	25円	25円	26円	27円		

(※1) 現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない

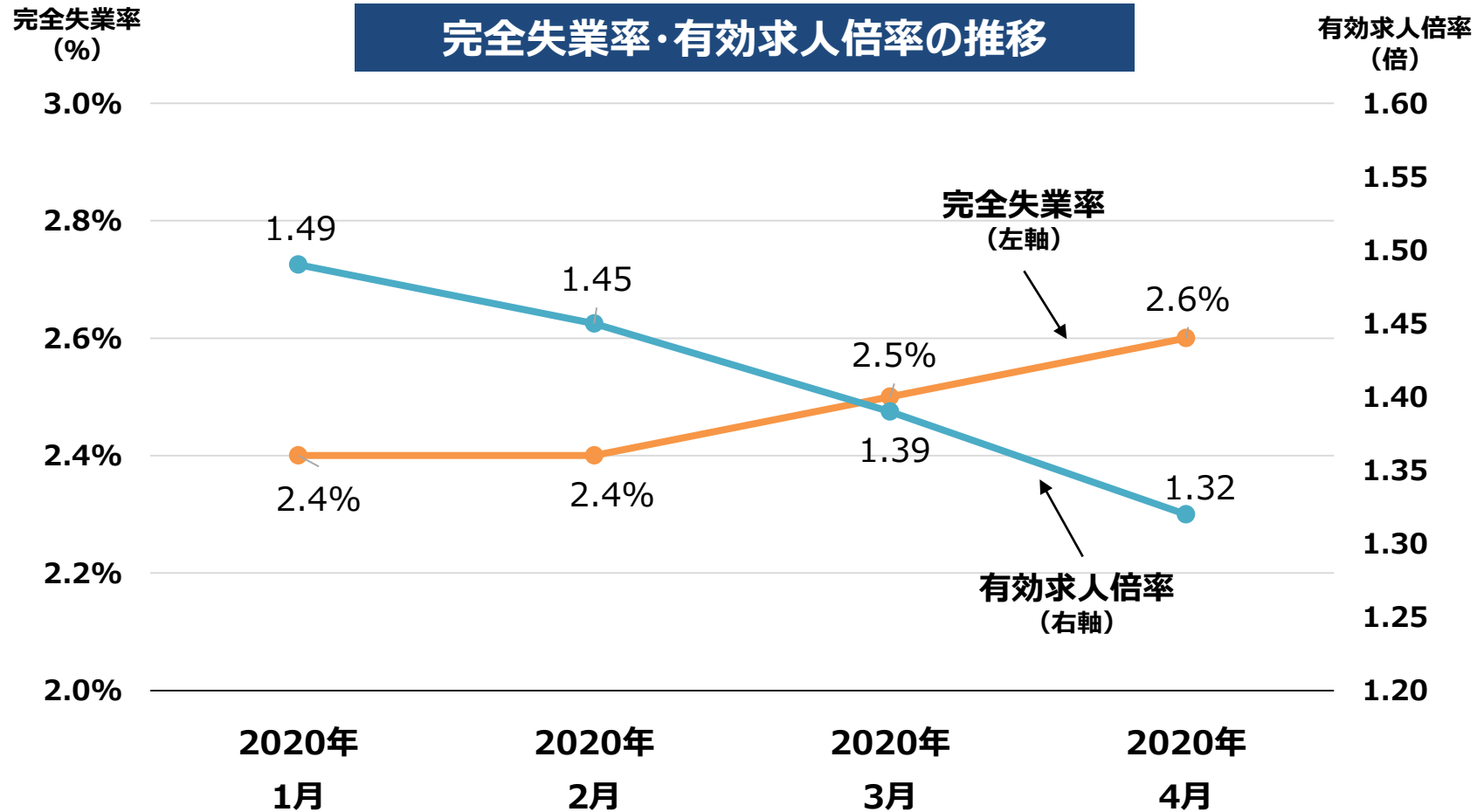
(※2) 2008年度から2014年度の括弧内の金額は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を含めたもの。(2007年法改正で、最低賃金額の考慮要素として追記)

(注) 47都道府県における地域別最低賃金を、労働者数によって加重平均した数値。

(出所) 厚生労働省資料を基に作成。

完全失業率と有効求人倍率

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月にかけて完全失業率が上昇し、有効求人倍率が低下。



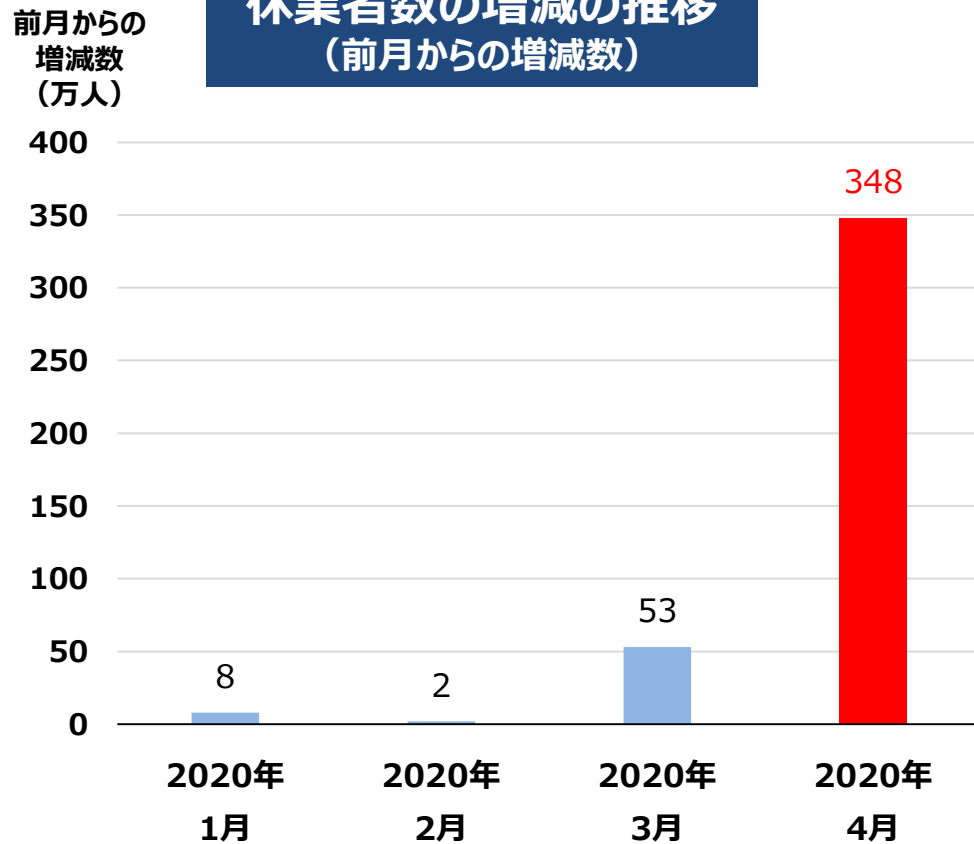
(注) 完全失業率・有効求人倍率ともに季節調整値。

(出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」を基に作成。

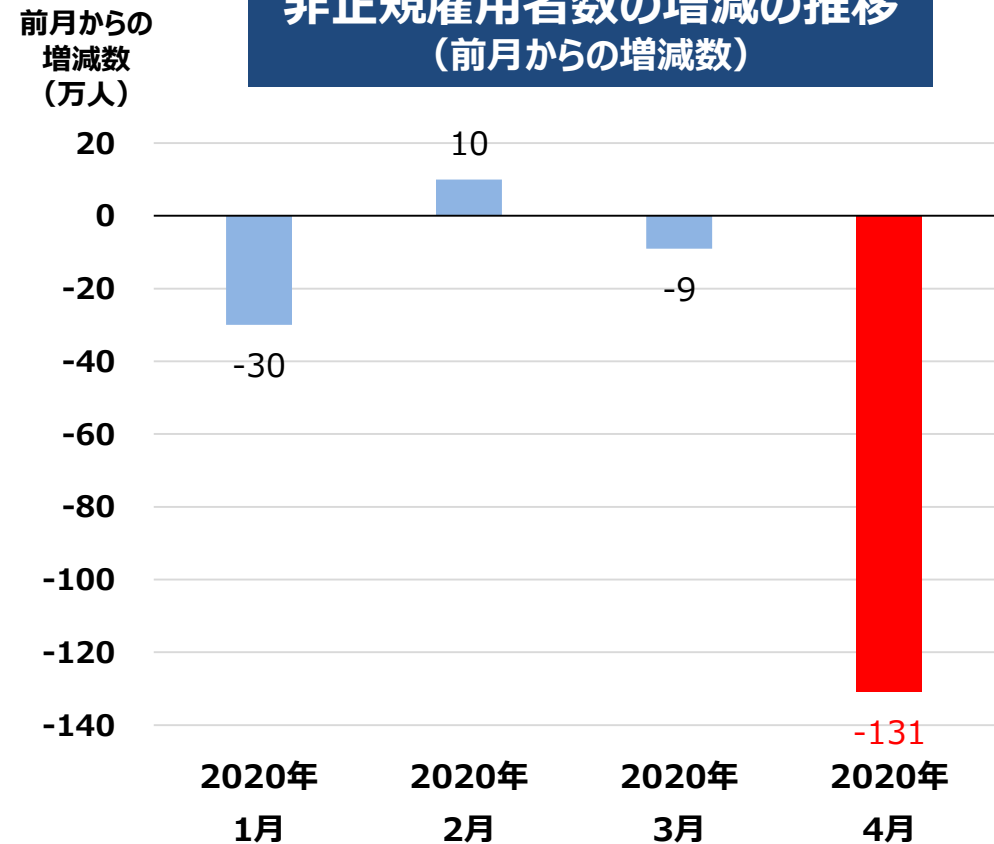
休業者数と雇用者数の増減

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3月から4月にかけて休業者数が348万人増加し、非正規雇用者数が131万人減少。

休業者数の増減の推移 (前月からの増減数)



非正規雇用者数の増減の推移 (前月からの増減数)

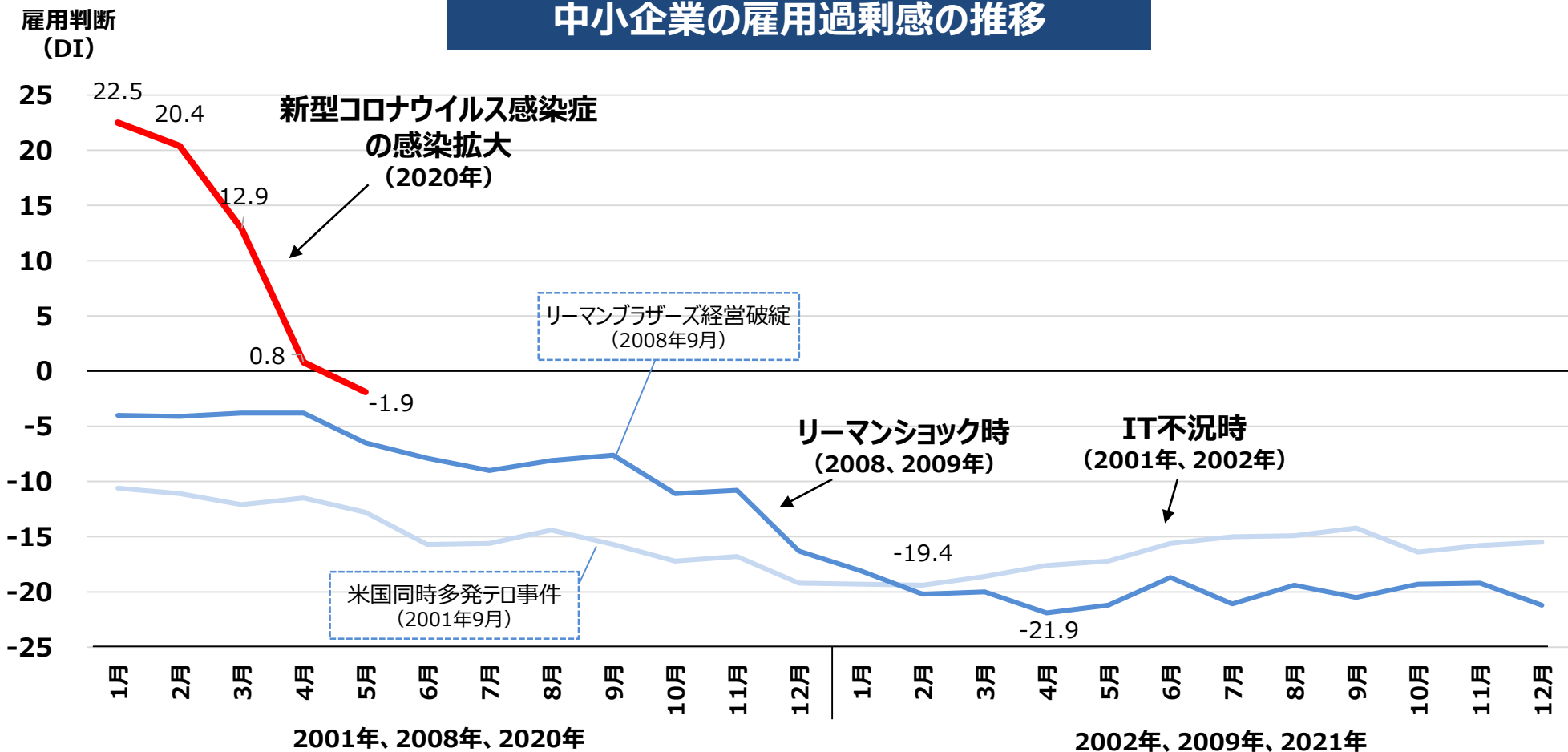


(注) 休業者数、非正規雇用者数ともに原数値。
(出所) 総務省統計局「労働力調査」を基に作成。

中小企業の雇用過剰感

○ 中小企業の雇用過剰感（従業員が「不足」と回答した企業の割合から「過剰」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となった。

中小企業の雇用過剰感の推移



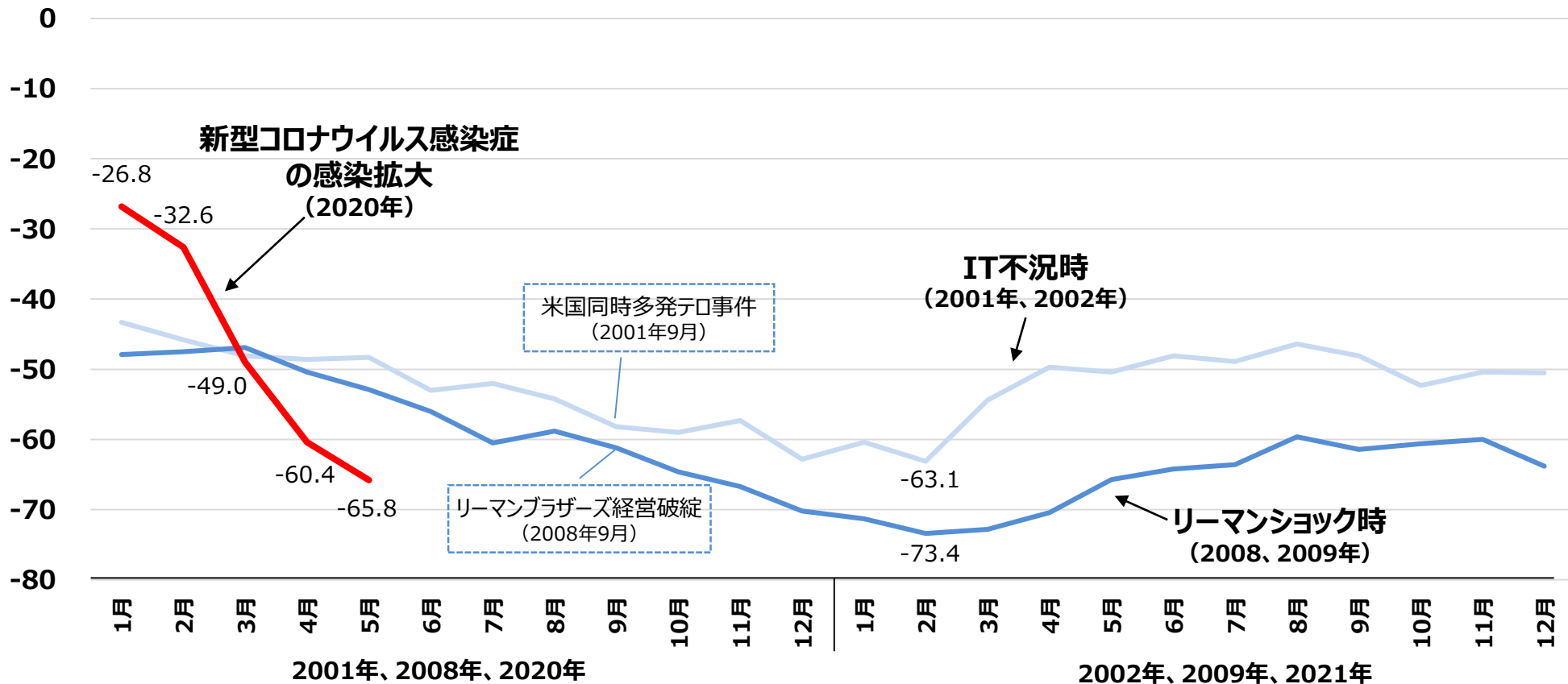
(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査 (有効回答企業数は2,061企業)
 (出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

中小企業の業況感

○ 日本商工会議所の調査によると、中小企業の業況感（業況が「好転」と回答した企業の割合から「悪化」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となった。

中小企業の業況感 (DI)

中小企業の業況感の推移

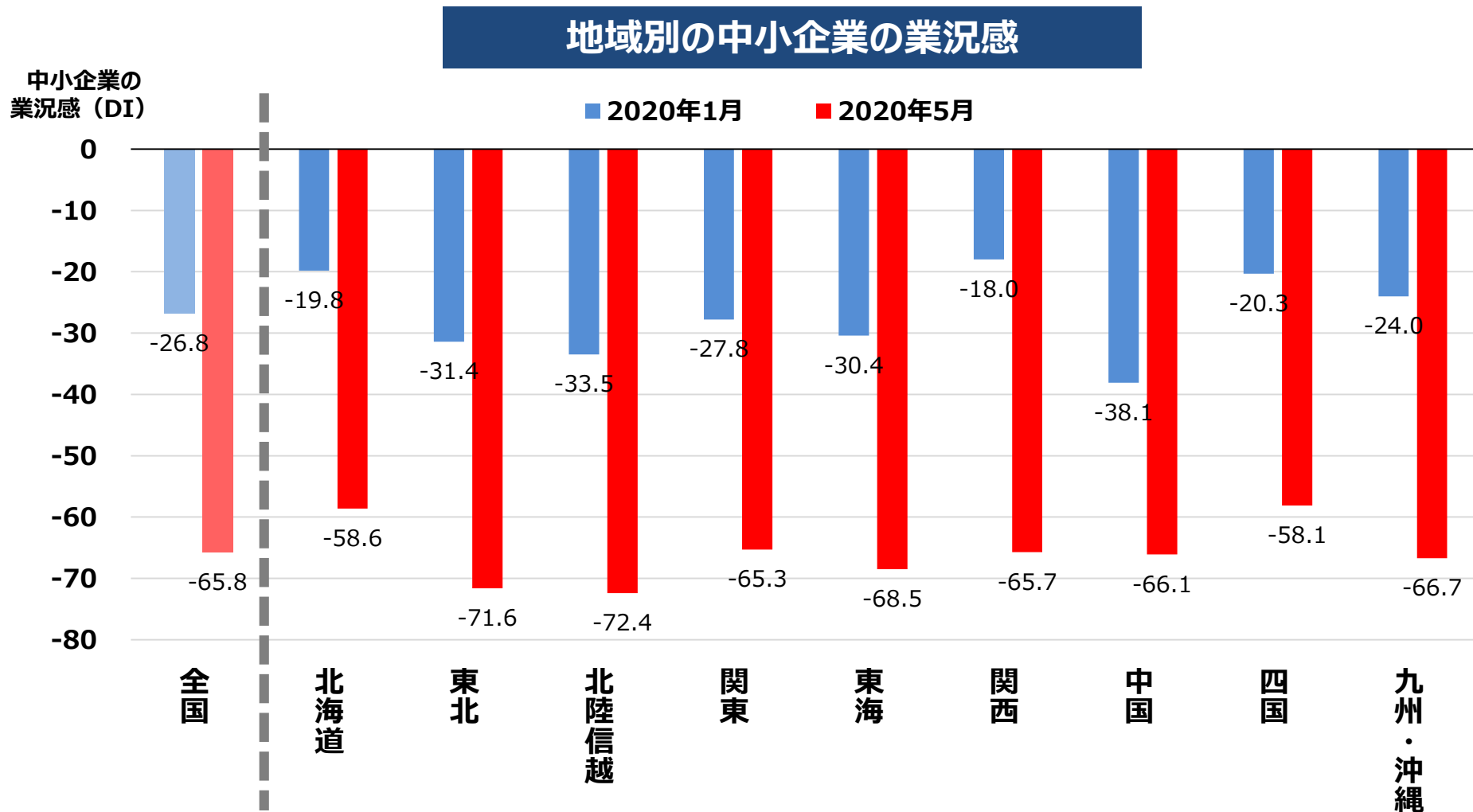


(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査 (有効回答企業数は2,061企業)

(出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

地域別の中小企業の業況感

○ 中小企業の業況感（業況が「好転」と回答した企業の割合から「悪化」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、全ての地域で悪化。



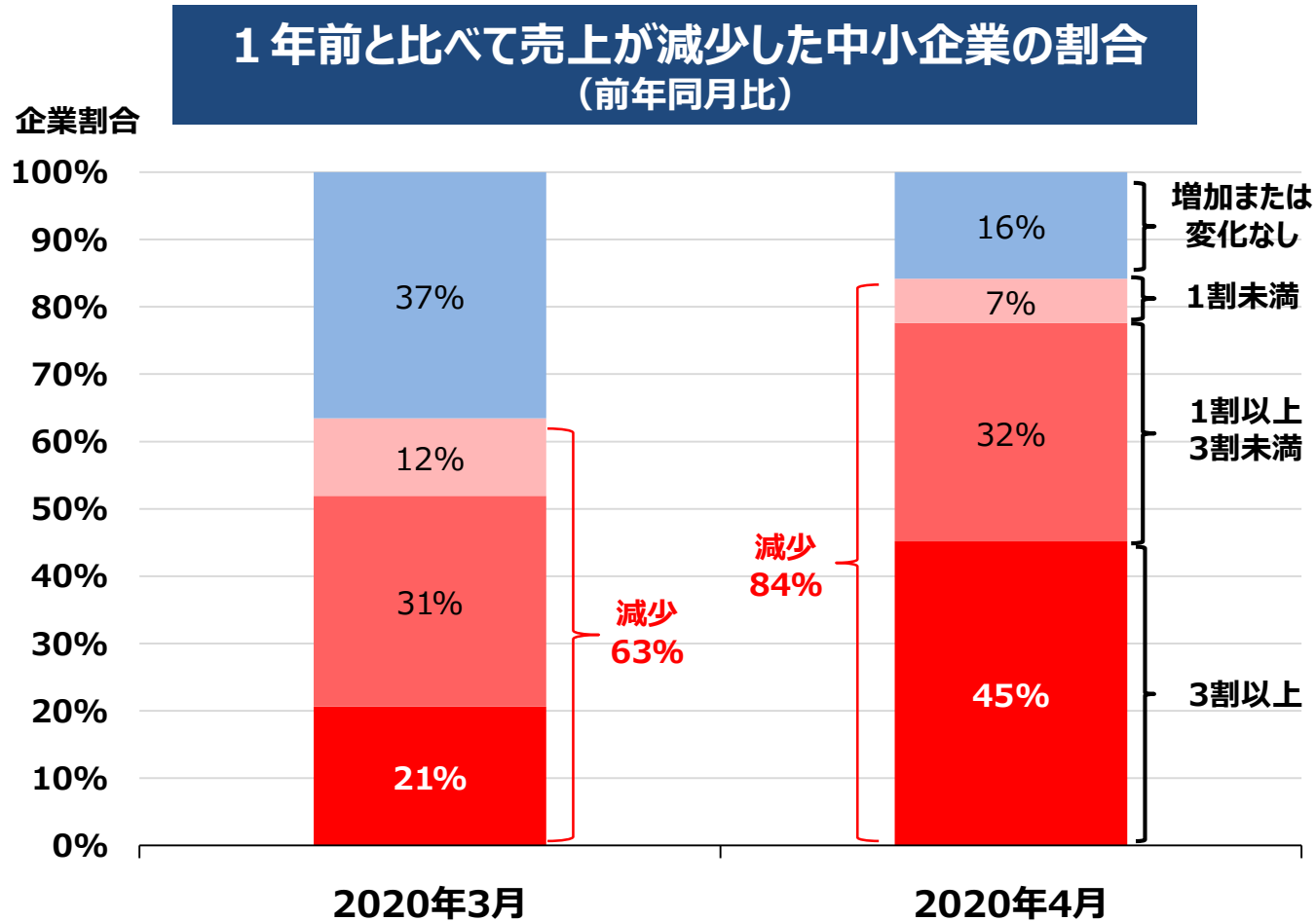
(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）

業況感：「好転」と回答した割合－「悪化」と回答した割合。

(出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

売上が減少した中小企業の割合

- 調査会社のアンケートによると、1年前と比べて売上が減少した中小企業の割合は、3月に63%、4月に84%となり、急速に影響が悪化。



(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査。このうち、中小企業による回答。

「貴社の今年（2020年）3月（4月）の売上高は前年同月を「100」とすると、どの程度でしたか？」との質問に対する回答割合

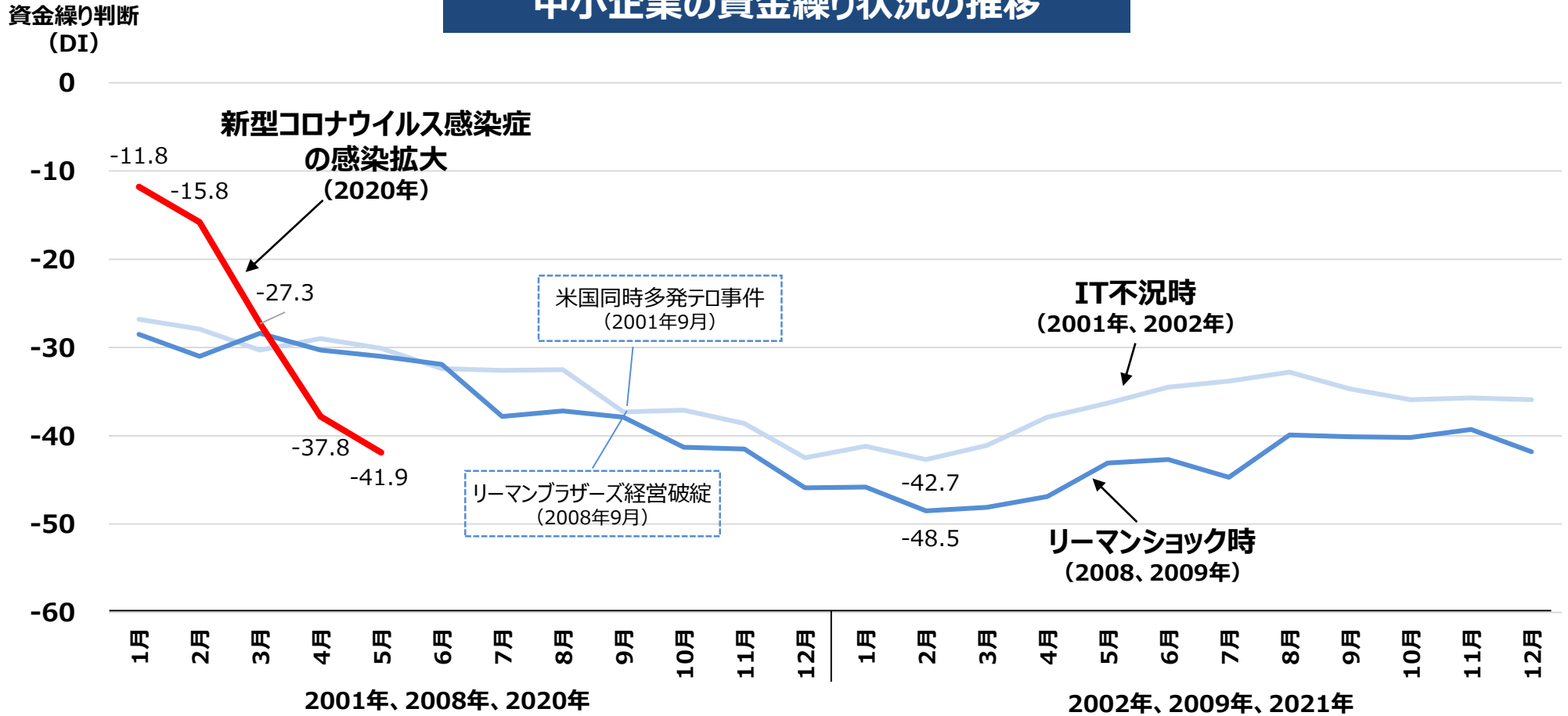
中小企業：資本金1億円以下又は個人事業主（2020年3月：10,344者、2020年4月：10,039者）

(出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（4月10日公表）、「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（5月15日公表）を基に作成。

中小企業の資金繰り状況

○ 中小企業の資金繰り状況（資金繰りが「好転」と回答した企業の割合から「悪化」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となった。

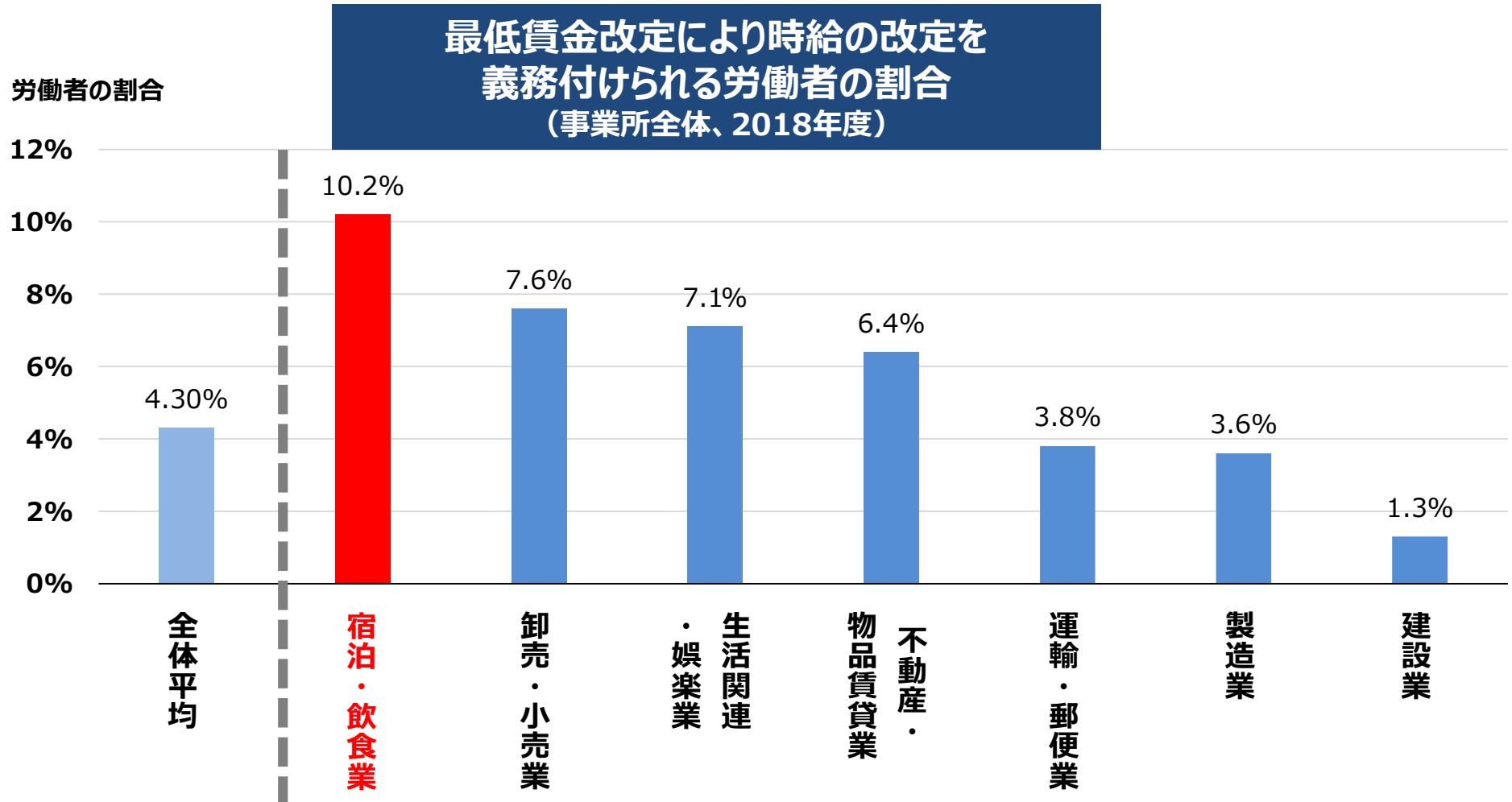
中小企業の資金繰り状況の推移



(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）
 (出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

最低賃金改定の影響と感染拡大の影響の一致

- 最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は、宿泊・飲食業（10.2%）が最も高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致。



(注) 各年6月時点の時給額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）が、当年10月頃に適用された最低賃金未満である労働者の割合
常用労働者5人以上の全ての規模の事業所

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」を基に作成。